

■この制度の目的

この要綱は、高齢者、障害者を含めたすべての区民が、安全で、安心して、かつ快適に暮らし、又は訪れることができる社会、「だれにとってもくらしやすいまち」の実現を目的にしています。

区民にとって身近な共同住宅等の整備にもこの考え方を生かすため、東京都の福祉のまちづくり条例を補完する形でこの要綱は制定されました。

建築主の方々、そして区民の皆様には、趣旨にご理解をいただきご協力をお願いいたします。

■対象となる建築物は？

延床面積 1,000 m²以上 2,000 m²未満の共同住宅、寄宿舎およびこれらに類するものです。

■整備の内容は？

身体に障害のある人やお年寄りも含め、誰にも住みやすいまち、誰でも利用しやすい建物にしていくための整備です。

車イスでも通りやすい出入口、通路、エレベーターや手すりのある階段、視覚や聴覚にハンデのある人のための点字ブロック、文字、図による案内などです。

■問い合わせ・届け先

・東京都北区福祉部 地域福祉課 事業調整係

〒114-8508 北区王子本町1-15-22

・電話 03(3908)9082

・FAX 03(3908)6666


ウェブページ <http://www.city.kita.tokyo.jp/>



「北区福祉のまちづくり」の手続きの流れ

建 築 主		北 区
<事前協議> 事前協議書の提出 (建築確認申請の30日前まで)	➡	受理⇒決裁
受理	⬅	確認書の交付
(建築確認申請) 確認書の写し 添付	/	
着工		
工事完了		
<工事完了後> 完了届の提出	➡	受理 協議に沿って整備されているか審査 (必要に応じて現場確認)
受理	⬅	建築物整備状況判定通知書の交付
<標示板請求> 標示板請求書の提出 ※必要な場合	➡	受理
受理 標示板の建築物への掲示	⬅	標示板の交付 ※整備要綱に沿った整備がされていることを現場検査にて確認出来た場合に限る

標示板の例 (イメージ)



主な整備箇所
敷地内の通路・・・・

この施設は、身体の不自由な人でも利用しやすいように配慮されています

北区 福祉のまちづくり